

青森市発注の建設工事における技術者等取扱要項の改正について

<主な改正内容>（令和3年4月1日実施）

建設業法改正に対応するもの

令和2年10月1日から施行された建設業法の一部改正により、工事現場に設置する技術者として「監理技術者を補佐する者」（監理技術者補佐）が新設されたことに伴い改正しました。

技術者等の定義に監理技術者補佐を追記し、監理技術者の兼務要件を改正したほか、必要な語句の整理を行いました。